

今後の神戸市市民福祉調査委員会について

1 地域共生社会の実現に向けて

国においては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進として、社会福祉法の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されている。主な改正内容として、(1) 地域住民や事業者等は福祉サービスを必要とする世帯全体に着目し、地域生活課題 (※) を把握し、関係機関と連携しながら解決を図っていくこと、(2) 市町村は地域生活課題の解決のために包括的な相談支援体制を整備するよう努力すること、(3) 市町村は市町村地域福祉計画を策定するよう努力するとともに、地域における各分野の福祉に関し共通して取り組むべき事項を記載すること（いわゆる「上位計画」と位置づけたこと）等が挙げられる。

(※) 地域生活課題とは、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定されている。

一方、神戸市においては、昭和 52 年に「神戸市民の福祉をまもる条例（以下、市民福祉条例という）」を制定し、「市民福祉」という新しい概念を作り出した。その特徴として、(1) 「福祉」＝「措置」という時代に、「市民・事業者・行政」が一体となって市民福祉の向上に努めるとしたこと、(2) 福祉の問題を金銭給付のみならず、「健康・所得・教育・労働・住宅」等生活の基礎的条件についても概念に取り入れたこと、(3) 福祉の問題を個人の問題ではなく、家庭や地域社会の問題として取り上げたこと等が挙げられる。つまり、神戸市は全国に先駆けて市民福祉（地域福祉）を推進してきており、長年に渡り、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の実現に向けて様々な施策を推進してきた。

また、平成 29 年 12 月に出された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」という国の通知により、多様化・複雑化する地域生活課題に対し、今後更なる取組みを進めていくことが求められている。

2 神戸市市民福祉調査委員会の見直しの方向性について

神戸市市民福祉調査委員会（以下、市民福祉調査委員会という）は市民福祉条例第 55 条に基づく市長及び教育委員会の附属機関であるとともに、社会福祉法第 7 条に基づく法定の社会福祉審議会を兼ねている。

先述の通り、昨今の多様化・複雑化する地域生活課題に対し、既存の制度だけでは各分野の制度の狭間の問題があるため、今後は社会福祉制度の枠を超えた新たな包括的な施策がより一層求められており、「市民福祉」の更なる推進に向けて、市民福祉調査委員会の調査審議を機動的に実施していく必要がある。そのため、市民福祉調査委員会の体制を見直し、小委員会等の再編を行う。

3 再編案（※別紙参照）

（1）小委員会について

- ・ 検証・評価の主体であった現在の小委員会を「（仮称）計画検証・策定会議」として位置づけ、市民福祉総合計画の策定および検証・評価を行う。

（2）「（仮称）福祉政策会議」の立ち上げについて

- ・ 先駆的事例を検討する場として、新たに部会を立ち上げる。
- ・ 様々なテーマに応じ、短期的に集中審議し、新たな施策につなげていく。
- ・ スピードと実行性を重視するため、委員はコアメンバーの少人数とし、テーマによって特別委員を委嘱する。
- ・ 今後のテーマ例（地域力強化、包括的相談支援体制の整備、しあわせの村の重点施策等）

（3）「（仮称）成年後見専門分科会」の立ち上げについて

- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律において、「審議会その他の合議制の機関」を設けることとされているため、成年後見について議論する専門分科会を立ちあげる。

4 神戸市市民福祉調査委員会運営要綱の改正（案）

資料4の通り、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱を改正する。